

第2部 動向編

VI 地域対策と都市農村交流の活性化

1 農村を取り巻く課題

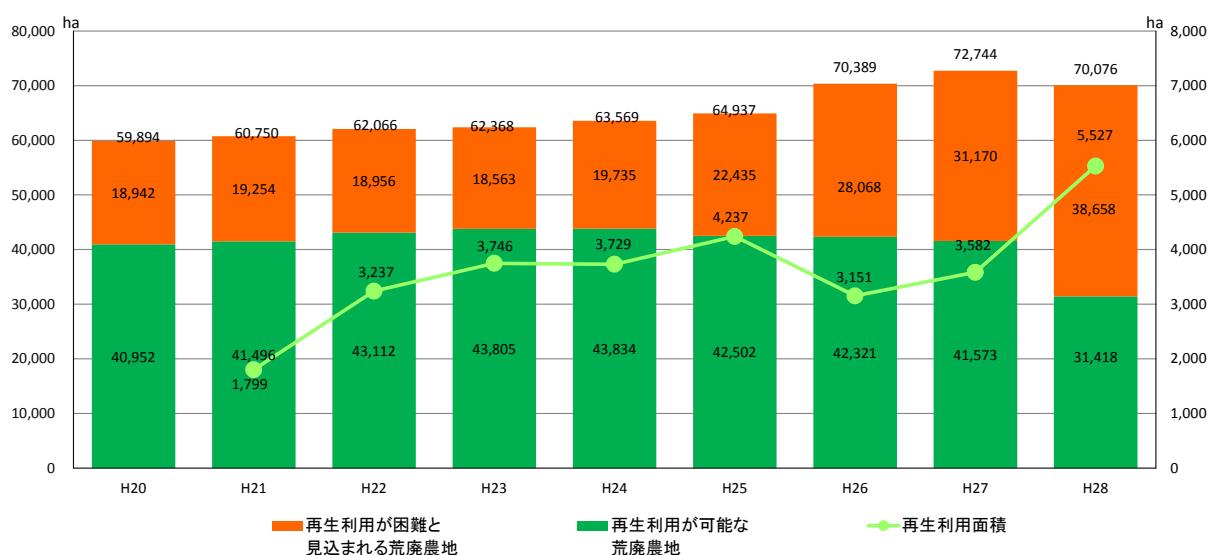
(1) 荒廃農地の現状と解消に向けた取組

ア 荒廃農地の現状

管内において、耕作の放棄によって荒廃し、作物の栽培が困難となっている「荒廃農地」の面積は、平成28（2016）年で約7.0万haと、昨年より約3千ha減少。毎年、再生利用も着実に行われ、平成28（2016）年では5,527haの荒廃農地が解消。

都県別には、長野県（1万7,149ha）、千葉県（1万1,733ha）、茨城県（1万484ha）において荒廃農地が多い状況。

図表VI-1-1 関東農政局管内における荒廃農地の状況



資料：農林水産省調べ

図表VI-1-2 平成28（2016）年の荒廃農地に関する調査結果（実績値）

単位：ha

都県名	荒廃農地面積計	農用地区域	農用地区域		再生利用された面積	農用地区域
			再生利用が可能な荒廃農地	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地		
茨城県	10,484	4,337	6,840	2,943	3,644	1,394
栃木県	2,348	960	1,546	685	802	275
群馬県	8,027	4,072	2,986	2,038	5,041	2,033
埼玉県	3,673	1,912	2,360	1,443	1,313	469
千葉県	11,733	4,259	5,591	2,707	6,142	1,552
東京都	2,765	984	342	190	2,423	794
神奈川県	1,291	556	698	317	594	239
山梨県	6,786	3,671	2,361	1,602	4,425	2,069
長野県	17,149	8,916	4,981	3,138	12,168	5,779
静岡県	5,819	3,508	3,713	2,434	2,106	1,075
管内計	70,076	33,176	31,418	17,497	38,658	15,679
					5,527	3,248

資料：農林水産省調べ

- 注：1) 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。
- 2) 「荒廃農地」とは、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」。
- 3) 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」。
- 4) 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」。

イ 荒廃農地の解消に向けた取組

関東農政局では、荒廃農地の解消に向け、都県を対象とした担当者会議の開催や、都県・市町村等との意見交換及び現地調査を行い、管内の再生利用の事例を取りまとめ、関係機関への配布や局ホームページへ掲載するなど情報を発信。

今後は、さらに再生利用事例等の情報の共有化を進めるとともに、引き続き現場に出向いて、それぞれの荒廃農地をめぐる状況に応じた助言、支援に努め、荒廃農地の解消に向けた取組を推進。



再生前



再生作業中



再生後

※ 荒廃農地の解消に向けた取組事例は、<http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/shinkou/katuyou/katuyou29.html>（関東農政局）をご覧下さい。

事例14 中山間地域総合整備事業の効果 「赤平川地区」(埼玉県秩父市、秩父郡小鹿野町)

○地域の概要

埼玉県の北西部に位置する中山間地域で、一級河川赤平川沿いに畑作を主体に水田・樹園地が展開する農業地帯である。地区の農地は、不整形であるとともに、道路、水路も狭く湾曲し、営農における利便性が悪いほか、農業者の高齢化が進展しているため、耕作放棄地の拡大が問題となっていた。

○事業の概要

農業生産基盤である農業用用排水施設、農道、ほ場、ため池の整備を行うとともに、農村生活環境基盤である集落防災安全施設及び集落道の整備と併せ、交流施設を整備。

○本事業の効果等

本事業の実施により、うさぎだくれっぽ兎田暮坪工区においては、耕作放棄地が農地へと再生されるとともに、道路及び農業用用排水路等の生産基盤が整備され、営農条件が改善されたことを契機に、企業が参入し営農を開始している。

参入企業等により新規導入作物としてワイン用のぶどうやエゴマの栽培が行われ、ワインやエゴマ油に加工・販売を行っている。特にワインについては、ワイナリーを併設した醸造施設の設置や地元食材を使ったレストランを開設するなど、地域経済の活性化にも寄与している。



【ほ場整備前】



【ほ場整備後】



【ワイン用ぶどう園】



【えごま栽培】

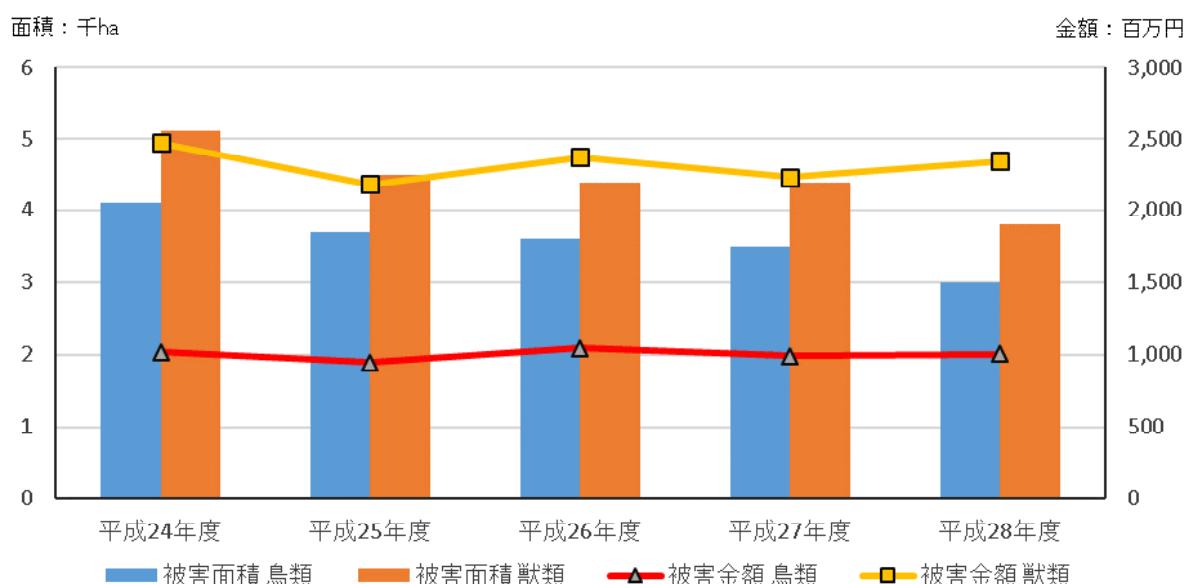
(2) 鳥獣被害対策の推進

ア 鳥獣被害の動向

平成28（2016）年度の被害面積は6.7千ha、被害金額33.5億円

関東農政局管内における野生鳥獣による平成28（2016）年度の農作物被害については、被害金額が33.5億円で前年度に比べ1.2億円増加（対前年4%増）。被害面積は6.7千haで前年度に比べ1.1千ha減少（対前年比14%減）。前年度と比べ被害面積は減少しているものの、被害金額は増加しており、依然として深刻な問題。

図表VI-1-3 野生鳥獣による農作物被害の推移（平成24～平成28年度）



資料：関東農政局調べ

注：都県からの報告による。

図表VI-1-4 管内における野生鳥獣による農作物被害の推移（平成24～28年度）

区分		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
鳥類	被害面積	4.1	89.1	3.7	90.2	3.6	98.5	3.5	94.5	3.0	85.2
	被害金額	1,019	100.2	945	92.7	1,043	110.4	993	95.2	1,005	101.2
獣類	被害面積	5.1	89.5	4.5	88.2	4.4	96.4	4.4	99.0	3.8	86.4
	被害金額	2,473	97.4	2,184	88.3	2,374	108.7	2,233	94.1	2,347	105.1
鳥獣計	被害面積	9.2	89.3	8.3	90.2	8.1	97.3	7.8	96.9	6.7	85.9
	被害金額	3,493	98.3	3,129	89.6	3,417	109.2	3,227	94.4	3,353	103.9
全国	被害面積	97.3	93.9	79.0	81.2	81.2	102.8	80.9	99.6	65.2	80.6
	被害金額	22,964	101.5	19,908	86.7	19,134	96.1	17,649	92.2	17,163	97.2

資料：関東農政局調べ

注：1) 都県からの報告による。

2) 少数点以下を四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

イ 鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣被害の軽減のため、関東農政局管内都県と連携し、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の作成を推進し、平成29年10月時点の被害防止計画策定市町村数は、平成28（2016）年10月時点の303市町村から306市町村へ増加。また、被害防止計画に基づき捕獲、防護柵の設置等を実施するため、市町村が設置することが出来る鳥獣被害対策実施隊は172市町村で設置。

この他、平成18（2006）年7月から地域における被害防止対策の実施に際し、助言等を行うことができる専門家を「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」として農林水産省に登録し、地域の要請に応じて紹介する制度を始め、平成29（2017）年度も管内に専門家を紹介し、被害防止対策を推進。

また、野生鳥獣に対する適切な保護・管理及び効果的な被害防止技術等について、関係機関における情報共有に資するため、管内都県の農業・林業・環境関係部局、関東地方環境事務所、長野自然環境事務所、関東森林管理局、中部森林管理局、（国研）農業・食品産業技術総合研究機構及び関東農政局から構成される関東地域野生鳥獣対策連絡会議を平成29（2017）年10月に開催。

更に、農林水産業の野生鳥獣被害を総合的かつ効果的に推進するための情報共有と地域における体制づくりの取り組みの重要性について普及啓発を図るため、報道関係者、管内都県、市区町村及び協議会構成員等、関東地域野生鳥獣対策連絡会議構成員を召集し、関東地域野生鳥獣被害対策セミナーを平成29（2017）年12月に開催。

図表VI-1-5 被害防止計画の作成及び実施隊の設置状況（平成29（2017）年10月末現在）

都県名	全市町 村数	作成済	被害防止計画作成状況		鳥獣被害対策実施隊設置状況		
			H29.4末 時点から の増減	(参考) H29.4末 時点	設置済	H29.4末 時点から の増減	(参考) H29.4末 時点
茨城県	44	22	1	21	7	-	7
栃木県	25	24	-	24	8	-	8
群馬県	35	32	-	32	26	-	26
埼玉県	63	27	-	27	2	-	2
千葉県	54	45	-	45	10	-	10
東京都	62	1	-	1	-	-	-
神奈川県	33	18	1	17	15	-	15
山梨県	27	26	-	26	25	1	24
長野県	77	77	-	77	71	-	71
静岡県	35	34	1	33	8	1	7
管内計	455	306	3	303	172	2	170

資料：関東農政局調べ

注：都県からの報告による。

2 中山間地域を含む農村の動向

(1) 農村の多様な資源と農業の多面的機能

農業・農村のもつ多面的機能の十分な発揮

農業・農村は、食料の安定供給のほか、その生産活動を通じて国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、様々な役割があり、その役割による効果は地域住民をはじめ国民全体が享受。

また、農業の重要な生産基盤である農地・農業用水は、森林・海域とともに水や大気・物質の循環に貢献しつつ、農業の多面的機能を発現。

近年、農業者の高齢化等により、農地・農業用水の保全管理が行き届かず、多面的機能の発揮に支障を生じる事態を懸念。このため、今後、地域住民が農業や農村に接する機会を設けることにより、農業の多面的機能の重要性についての理解を得て、農地・農業用水を地域ぐるみによる保全につなげていくことが重要。

図表VI-2-1 農業・森林・水産業の多面的機能



資料：日本学術会議答申を踏まえ農林水産省で作成

(2) 日本国直接支払制度の法制化による取組

多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援

多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、農地の集積・集約、担い手育成等の構造改革を後押しするため、農業者等が組織する団体の地域活動や営農の継続等に対し「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき支援。

図表VI-2-2 日本国直接支払制度の種類と支援内容

種類	内 容	
多面的機能支払交付金	農地維持支払	農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動等、多面的機能を支える共同活動を支援。
	資源向上支払 (共同活動) (長寿命化)	地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全をはじめとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援。
中山間地域等直接支払	中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援。	
環境保全型農業直接支払	農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援。	

ア 多面的機能支払交付金の取組

平成29（2017）年の取組面積は19万9,656haで前年度に比べ4%増加、活動組織は3,420組織で前年度に比べ2%増加

多面的機能支払における農地維持支払では、農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援。また、資源向上支払では、水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成、施設の長寿命化のための活動等、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援。

管内では、農地維持支払で3,420の活動組織が約19.9万ha、資源向上支払（共同活動）で2,442の活動組織が約15.1万ha、資源向上支払（長寿命化）で1,323の活動組織が約8.4万haの範囲で取り組まれている。

図表VI-2-3 平成29（2017）年度 多面的機能支払交付金の取組状況
(農地維持支払)

	取組組織数	取組面積 (ha)			
		計	田	畠	草地
茨城県	618	33,195	30,034	3,121	40
栃木県	480	42,588	37,390	5,149	48
群馬県	243	16,790	7,629	9,152	8
埼玉県	319	15,005	11,048	3,955	1
千葉県	493	29,833	25,399	4,391	44
東京都	4	21	16	6	0
神奈川県	28	1,082	517	565	0
山梨県	191	7,355	3,442	3,703	210
長野県	812	39,158	26,043	13,021	94
静岡県	232	14,629	6,341	8,282	6
管内計	3,420	199,656	147,859	51,345	452

(資源向上支払（共同）)

	取組組織数	取組面積 (ha)			
		計	田	畠	草地
茨城県	456	26,093	23,641	2,413	40
栃木県	306	31,526	27,424	4,059	42
群馬県	201	14,403	5,928	8,467	8
埼玉県	206	8,477	6,796	1,679	1
千葉県	374	23,947	20,038	3,865	43
東京都	1	5	4	1	0
神奈川県	11	366	228	138	0
山梨県	170	7,021	3,109	3,702	210
長野県	517	26,425	19,584	6,778	62
静岡県	200	12,915	5,894	7,015	6
管内計	2,442	151,177	112,646	38,118	413

(資源向上支払（長寿命化）)

	取組組織数	取組面積 (ha)			
		計	田	畠	草地
茨城県	216	11,728	11,147	568	12
栃木県	9	747	660	87	0
群馬県	127	10,969	4,564	6,404	0
埼玉県	71	3,055	2,745	310	0
千葉県	209	13,922	11,974	1,905	43
東京都	1	5	4	1	0
神奈川県	5	150	97	53	0
山梨県	109	4,155	2,403	1,752	0
長野県	455	28,649	19,091	9,507	52
静岡県	121	10,344	4,169	6,175	0
管内計	1,323	83,724	56,854	26,762	108

資料：関東農政局調べ。

※ 多面的機能支払交付金の詳しい内容は、http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html（農林水産省）を御覧下さい。

イ 中山間地域等直接支払制度の取組

中山間地域等直接支払制度は、平成27（2015）年度より第4期対策が開始されており、平成29（2017）年には、管内で175市町村 2,333の協定が締結され、2万1,073haの農用地で取組を実施。管内の全国に占める割合は、交付市町村数で18%、協定数で9%、取組面積で3%。

表図表VI-2-4 平成29（2017）年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

都県名	交付市町村数	協定数	取組面積 (ha)	(参考)	
				H28年度 協定数	H28年度 取組面積(ha)
茨城県	9	99	557	98	549
栃木県	11	216	2,177	215	2,154
群馬県	18	193	1,426	190	1,381
埼玉県	13	62	347	60	337
千葉県	13	131	913	130	911
東京都	-	-	-	-	-
神奈川県	4	9	37	9	37
山梨県	19	315	3,728	314	3,711
長野県	71	1,076	9,398	1,074	9,302
静岡県	17	232	2,489	233	2,501
管内計	175	2,333	21,073	2,323	20,883
全国シェア	18%	9%	3%	9%	3%
全国計	996	25,868	662,522	25,883	660,728

資料：農林水産省調べ

注：ラウンドの関係で内訳と計が一致しない場合がある。

※ 中山間地域等直接支払制度の取組事例は、http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/h2803/h2803.html（農林水産省）をご覧下さい。

事例15 将来を見据えた多面的機能支払の活用法～地域の協働力で地域資源や農村環境を保全～「三区町環境保全隊」(栃木県那須塩原市)

多面的機能支払交付金の活動組織である「三区町環境保全隊」は、栃木県北部に位置する那須塩原市内で活動している。

那須塩原市は、市の半分が那須火山帯に属し、しおはら 塩原温泉や板室温泉等の温泉郷、ぬま 塩原渓谷や沼ヶ原湿原等の自然豊かな観光名所が広がる。市の残り半分は、那珂川、筍川に挟まれた緩やかな傾斜の扇状地で、JR東北新幹線とJR宇都宮線の駅周辺、国道4号線、国道400号線沿いに市街地が形成されている。また、酪農も盛んで、生乳の粗生産額が本州第1位（全国第4位）を誇る。

本地域は純農村地帯であったが、新興住宅の急激な増加により混住化が進み、世帯の約90%が非農家となった。その結果、人と人とのつながりが希薄となり、地域への関心が低下し地域コミュニティの低下が深刻な問題となった。

今まで地域全体で守ってきた水路や農道等の地域資源や、なすそすい 那須疏水開削に係る歴史的財産等の保全管理も困難な状況になった。

そのような中、平成19年度に農地・水・環境保全向上対策を導入した「三区町環境保全隊」が結成され、子供会、老人会、農家、非農家など様々な世代の参加により、マリーゴールド等の植栽活動、親子を対象とした生きもの調査、農業体験学習の取組を実践してきました。また、女性グループ「三区女性の集い」の設立により女性参加の場が広がった。

これらの取組により、一度希薄化した「人と人とのつながり」が復活し、農業者と非農業者が手を取り合った地域コミュニティーが形成されている。

三区町環境保全隊



マリーゴールドの植栽



生きもの調査



農業体験学習

ウ 環境保全型農業直接支払交付金の取組状況

管内の平成29（2017）年度の実施件数は559件で、前年度に比べ5%増加し、実施面積は6,098haで、前年度に比べ5%増加した。

支援対象取組別にみると、全国と比べてカバークロップと有機農業の占める割合が高くなっている。

作物区分別では、全国と比べても・野菜類と果樹・茶の占める割合が高くなっている。

図表VI-2-5 平成29（2017）年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況
(平成30（2018）年3月末日現在)

	実施件数	実施面積 (ha)	支援対象取組別の実施面積(ha)				作物区分別の実施面積(ha)				
			カバークロップ	堆肥の施用	有機農業	地域特認取組	水稲	麦・豆類	いも・野菜類	果樹・茶	花き・その他
茨城県	70	663	47	151	462	2	288	32	209	3	131
栃木県	151	3,311	2,913	111	248	39	3,166	73	68	2	2
群馬県	27	167	16	23	128	-	57	21	81	6	2
埼玉県	35	187	33	8	146	0	47	72	56	8	3
千葉県	93	679	186	164	320	9	291	54	296	-	37
東京都	1	1	0	0	1	-	0	-	1	0	-
神奈川県	15	46	6	0	39	1	10	2	19	16	-
山梨県	31	134	0	-	81	53	23	13	56	41	1
長野県	92	529	50	185	216	79	320	13	118	77	2
静岡県	44	382	27	8	298	50	149	6	39	187	0
管内計	559	6,098	3,277	651	1,938	232	4,351	287	942	339	179
		100.0%	53.7%	10.7%	31.8%	3.8%	71.2%	4.7%	15.4%	5.6%	2.9%
全 国	3,822	89,082	18,398	19,890	14,537	36,257	62,251	10,626	6,950	1,909	7,346
		100.0%	20.7%	22.3%	16.3%	40.7%	69.9%	11.9%	7.8%	2.1%	8.2%

資料：平成30（2018）年6月29日農林水産省生産局公表

- 注：1) 表中「0」はha未満、「-」は取組なし。
 - 2) 表中の数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
 - 3) カバークロップとは、主作物の栽培期間の前後いずれかに緑肥を作付けする取組。
 - 4) 地域特認取組とは、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とした取組。
- 管内の主な取組としては、「総合的病害虫・雑草管理（IPM）[交信攪乱剤の利用等他の技術との組み合わせを含む。]」や「冬期湛水管理」、「草生栽培」等がある。

※ 環境保全型農業直接支払交付金の詳しい内容は、<http://www.maff.go.jp/kanto/seisan/nousan/kankyou/>（関東農政局）を御覧下さい。

事例16 環境保全型農業直接支払交付金の取組

①栃木県 地球温暖化防止に効果の高い取組

「カバークロップの作付け」

主作物の栽培期間の前後にいずれかにカバークロップを作付けする取組。

- 実施面積：2,913ha (29年度実績)
- 実施件数：120件
- 実施地域：県内全域
- 開始年度：平成23年度

実施状況



カバークロップ（オオムギ）の生育状況

カバークロップの実施状況	27年度	28年度	29年度
実施面積(ha)	2,069	2,533	2,913
実施件数	89	109	120

- 県内における環境保全型農業直接支払事業の実施面積のうち、カバークロップは約88%を占める。
- 主な栽培体系は、主作物である水稻の収穫後に、カバークロップとしてオオムギを栽培し、3月にすき込むものである。
- 実施面積は、毎年2割程度ずつ増加している。

調査結果

単位あたり 温室効果ガス 削減量 (t-CO ₂ /年/ha)	H29 実施面積 (ha)	H29 温室効果ガス 削減量 (t-CO ₂ /年)
1.23	2,913	3,582.99

見える化サイトを用いた調査の結果、単位あたり温室効果ガス削減量の県内平均地は1.23t-CO₂/年/haとなった。平成29年度の実施面積を考慮した、1年当たり削減量の値は自動車約1,558台分に相当した。

要因分析

オオムギの主産地である本県では、種子が入手しやすく、栽培方法も確立されているオオムギを利用したカバークロップの取組を面的に推進しやすい素地があった。

今後の方向性等

【今後の方向性】

見える化サイトによる調査の結果、県内のカバークロップによる温室効果ガス削減効果は、年間で自動車約1,558台分に及ぶことが明らかになり、今後も継続して取組を推進することが重要と考えられた。

取組による効果の総量を高めるためには、取組面積の拡大が必要である。二毛作を実施していない水稻生産者を中心にPRし、新たに取り組む農業者の拡大を図ることが重要である。同時に、取組の質を維持することも重要であることから、カバークロップの適期播種や播種量の遵守についても、指導に努める必要がある。

【その他】

本県の冬期の気候は、非常に乾燥し、季節風が強い。このため、ほ場表土の風食や、砂ぼこりの近隣への飛散が懸念されるが、カバークロップで地表を被覆することにより、一定の抑制効果が期待されている。また、降雨等による土壤流失対策の機能から、防災効果についても指摘されている。

②長野県 生物多様性保全に効果の高い取組

「総合的病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除」

化学合成農薬だけに依存することなく、交信攪乱剤の使用を含む様々な防除技術を組み合わせて病害虫や雑草の発生を抑制する取組

- 実施面積：68ha (29年度実績)

- 実施件数：9件

- 実施地域：長野市、須坂市、飯綱町、松川町、高森町

- 開始年度：平成25年度

実施状況



- IPMについては、平成25年度から地域特認取組として承認され、実施されている。
- 取組については件数及び実施面積について増加傾向である。
- 県内各地域で取り組まれている。
- IPMに取り組んでいる団体等と連携しイベント等を活用して推進している。

調査結果（生き物調査）

作物	指標生物	実施区	実施区	対照区
クモ類	ピットフォールトラップ	44.3	72.7	25
クモ類	見取り	0	0	0
りんご	カブリダニ類	1.3	3	1.7
	ブラッシング			
アリ類				
	ピットフォールトラップ	73	12	0.7
評価		A	A	B

ピットフォールトラップで行ったクモ類の調査で高い値となった。全体としても、実施区は対照区よりも高い評価だった。

要因分析

化学合成農薬が削減されたことにより、実施区におけるピットフォールトラップによるクモ類の調査が大幅に対照区を上回る結果になり、生物多様性について高い評価になった。

今後の方向性等

【今後の方向性】

- 効果の総量を高めるため、総合的害虫・雑草管理（IPM）の取り組みを推進していく。
- IPMを含む環境にやさしい農業推進に係る研究会の開催や解説書・事例集等の作成等を行っていく。

【その他】

- 信州の環境にやさしい農産物（特別栽培農産物）の認証件数の増加。
- 環境フェア等のイベントなどを通じて消費者等への理解促進や販路の維持拡大を図る。



信州の環境にやさしい農産物の販売（環境フェア）



信州の環境に
やさしい農産物
認証マーク

(3) 農村資源の維持管理・保全と地域環境保全活動

ア 環境との調和に配慮した農業農村整備

環境との調和に配慮した事業の実施

農林水産省では土地改良事業の施行に当たり、土地改良法に基づき環境との調和への配慮をしながら事業を進めている。

環境配慮の取組事例

国営土地改良事業の実施に当たり、生態系等に配慮し、次のような取組を行った。

1. 国営調査地区におけるモニタリング調査の実施

関東農政局管内の土地改良事業調査地区において、環境との調和に配慮した事業計画の策定に資するため、施設及びその周辺における生物の生息状況調査を実施した。

○手賀沼地区（千葉県）

排水機場や吐水槽、排水路周辺の生物の生息状況調査を実施した。その結果、コイ、フナ類など魚類のほか、二枚貝などの底生生物、サギやカモ、猛禽類等の鳥類、カエルやカメなどの両生類やは虫類、ヨシ原などを中心とした湿地性植物が確認された。

○天竜川下流二期地区（静岡県）

幹線水路及び調整池予定箇所の生物の生息状況調査を実施した。その結果、コイ、ドジョウなど魚類のほか、二枚貝などの底生生物、スズメやムクドリ、猛禽類等の鳥類等が確認された。



水温、水深、流速等の状況確認



タモ網による底生生物等の捕獲調査

2. 事業実施地区におけるモニタリング調査の実施

○印旛沼二期地区（千葉県）

地区内における環境保全型農業等を推進するための実証試験として、平成24（2012）年度より水田と排水路を結ぶ水田魚道の設置を行っている。平成29（2017）年度はこれまでに設置した2箇所の水田魚道において、かんがい期における魚類の水田への遡上状況と水田での生息状況のモニタリング調査を平成28（2016）年度に引き続き実施した。



水田魚道



確認されたタモロコ

その結果、水田と水路を生息環境とするコイやドジョウ、ハゼ、タモロコなどの遡上が確認された。最も多く確認されたものはドジョウであり、遡上中の様子も直接確認されている。

その他、ヌマエビやザリガニなど多くの生物の遡上が確認された。



水田魚道を遡上するドジョウ

○栃木南部地区（栃木県）

地区内における具体的な環境配慮対策の検討のため、幹線水路や排水機場の改修箇所などの生物の生息状況調査を実施した。その結果、コイ、オイカワ、フナ類など魚類のほか、カモやハト、サギ、猛禽類等の鳥類、イネ科やガマ科の植物が確認された。



投網による捕獲調査



確認されたオイカワ

イ 農業用地下水の利用と地盤沈下

関東農政局管内において、地下水は農業用水の重要な水源のひとつであり、関東平野北部地域（下図の赤彩色及び緑彩色の地域）では、平成24（2012）年度の農業用の地下水採取量は4.47億m³/年に達し、全地下水採取量のほぼ半分を占める。

かつて関東平野北部地域では、地下水位の低下に伴う地盤沈下により農地や農業用施設を含めて様々な施設に被害が生じたことから、地表水への転換事業の実施等、地域の実情に応じた総合的な対策を推進中。

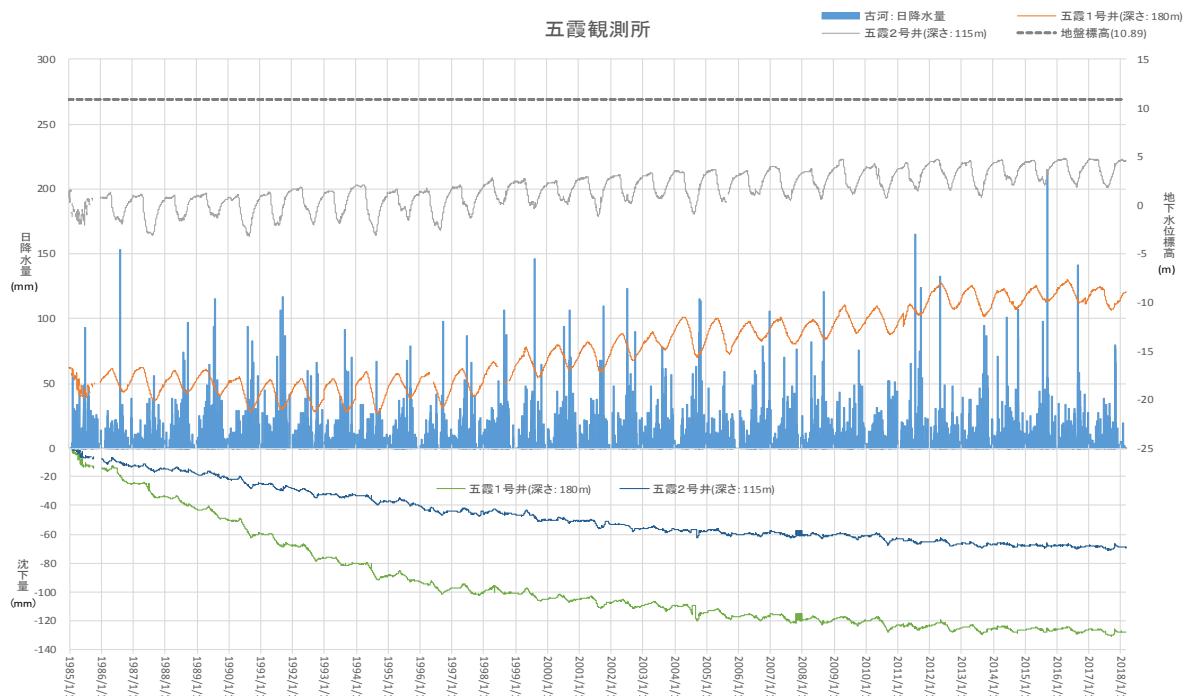
その結果、五霞観測所の観測結果にみられるように、近年は地下水位が上昇傾向にあり、これに伴って地盤沈下が沈静化。

平成27（2015）年2月に開催された関係府省連絡会議において、「地盤沈下は沈静化の傾向に向かっているものの、一部の地域において未だ地盤沈下の進行が認められること等により、引き続き取り組みを推進することが必要」とされたことを踏まえ、関東農政局においても、観測を継続。

図表VI-2-6 地下水位等の観測施設の位置



図表VI-2-7 地下水位・地盤沈下量観測結果（五霞観測所（茨城県五霞町））



ウ 農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備について

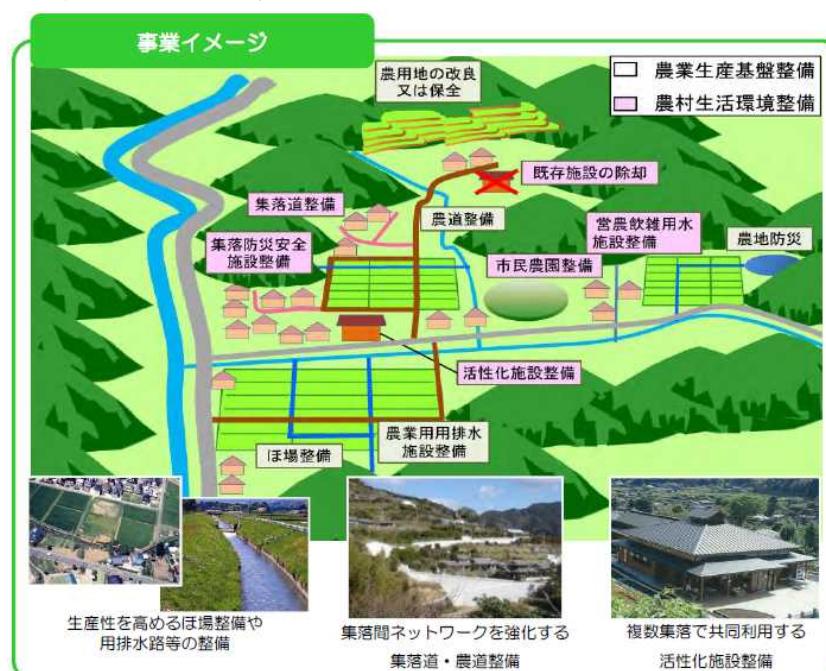
地域資源を活用した美しく活力ある農村づくりを推進していくため、地域住民等の参加と合意形成を促すとともに、地域の特性や多様なニーズ（高齢者福祉、田園居住、伝統文化の伝承、自然環境の保全等）を踏まえつつ、農業生産基盤（ほ場、農道、農業用水路等）と農村生活環境基盤（農業集落道、農業集落排水施設、活性化施設等）を総合的に整備する事業を推進。

図表VI-2-8 農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備を行う事業

事業名	事業の内容
農村集落基盤再編・整備事業	
中山間地域総合整備事業	農業の生産条件等が不利な中山間地域を対象として、地域住民の参画のもと、関係府省との連携を図り、地域の多様なニーズに応じた整備を総合的に実施。
集落基盤再編事業（旧村づくり交付金、旧農村振興総合整備事業）	地域住民の参画のもと、関係府省との連携を図り、地域の多様なニーズに応じた整備を総合的に実施。
農業集落排水事業	農業用排水の水質汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、公共水域の水質保全に資するため、農業集落排水施設の整備を実施。
污水処理施設整備交付金	複数省庁で汚水処理施設の効率的な整備を支援する事業のうち、農業集落排水施設の整備を実施。

注：一部事業は農山漁村地域整備交付金により実施。

図表VI-2-9 農村集落基盤再編・整備事業のイメージ



※ 農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備を行う事業の詳しい内容は、http://www.maf.go.jp/j/nousin/seibi/sogo/s_seibi/index.html（農林水産省）を参照。

エ 景観農業振興地域整備計画策定の推進

管内における景観行政団体^{*}は、平成29（2017）年3月31日現在において10都県・205市区町村（全国：698団体）で、そのうち「良好な景観の形成に関する計画」（「景観計画」）を策定した景観行政団体は都県を含め186団体。

景観計画の区域内で農業振興地域に指定されている地域では、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保することを目的に、景観計画に「景観農業振興地域整備計画策定に関する基本的事項」を定めた上で、「景観農業振興地域整備計画」の策定が可能。

関東農政局では、平成23（2011）年度から景観農業振興地域整備計画の策定を希望する市町村に対し、直接的な助言・指導等を支援。

図表VI-2-10 景観計画策定済みの景観行政団体（平成29（2017）年3月31日現在）

都 県 名	景 観 行 政 団 体 名
茨城県	水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、牛久市、つくば市、守谷市、つくばみらい市、大洗町（10団体）
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、那須塩原市、高根沢町、那須町（10団体）
群馬県	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、藤岡市、富岡市、下仁田町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、川場村、昭和村、板倉町（17団体）
埼玉県	埼玉県、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、秩父市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、三郷市（17団体）
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、成田市、柏市、市原市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、袖ヶ浦市、山武市、大網白里市（16団体）
東京都	東京都、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区、八王子市、立川市、三鷹市、府中市、調布市、町田市（26団体）
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、箱根町、真鶴町、湯河原町（24団体）
山梨県	甲府市、富士吉田市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、富士川町、道志村、西桂町、丹波山村、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、（23団体）
長野県	長野県、長野市、松本市、上田市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、飯山市、茅野市、佐久市、千曲市、安曇野市、下諏訪町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、小布施町、高山村、山ノ内町（22団体）
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、伊豆の国市、長泉町、小山町（21団体）
計	186 団体

資料：国土交通省調べ

* 「景観行政団体」とは、我が国の都市・農山漁村等における良好な景観の形成を促進するために制定された景観法に基づき、本法を活用する都道府県、市町村。

3 都市農業の振興

(1) 都市農業の振興

ア 都市農業の現状

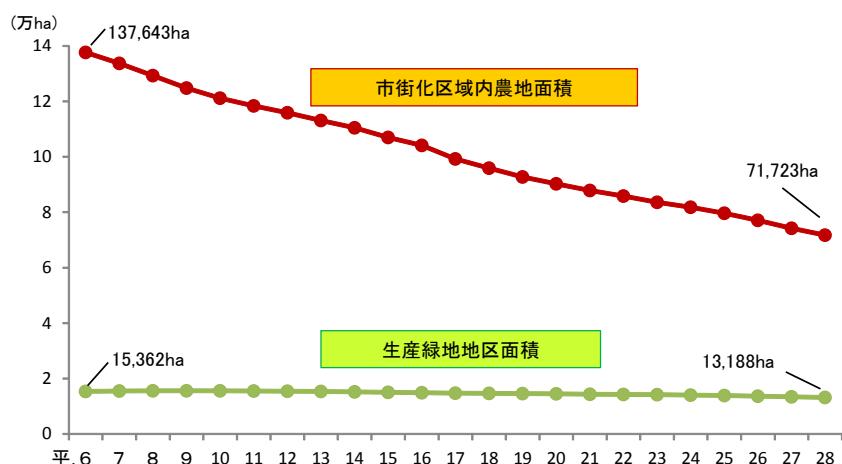
都市農業（市街地及びその周辺の地域において行われる農業）が行われている農地は、生産緑地を除き、宅地化すべきとの位置づけがなされてきたこと等から、その面積は減少。その中でも、農業者や関係者の努力により、新鮮な農産物の供給、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供等の多様な機能を発揮。

近年、人口の減少や高齢化の進展、都市農地に対する開発圧力の低下、都市農業の果たす機能に対する住民の評価の高まり、東日本大震災を契機とした防災の観点から、都市農地を保全すべきとの声が拡大。

図表VI-3-1 都市農業の多様な役割



図表VI-3-2 市街化区域内農地面積等の推移（全国）



資料：総務省「固定資産の価格等の概要調書」

イ 生産緑地の現状

都市農業が行われている市街化区域内の農地は、減少の一途をたどっており、平成28（2016）年1月1日時点の管内の面積は2万6,350ha。一方、生産緑地地区※は、3大都市圏の特定市を中心に指定され、平成28（2016）年3月31日時点の管内の指定面積は7,827haと、ほぼ横ばいで推移。

なお、生産緑地については、平成29（2017）年4月に成立した都市緑地法等の一部改正により、指定面積要件を市町村が条例で引き下げ（一律500m²→300m²を下限）たり、生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等を設置したりすることができるようになった。また、「特定生産緑地制度」が創設され、都市計画決定後30年経過により市区町村に買取り申出できる時期を10年先送りできるようになった。

※ 生産緑地地区とは、生産緑地法に基づき市街化区域内の緑地を確保するため、将来の公園等の公共用地として、一定要件の農地等を市町村が指定し計画的に保全する制度。

図表VI-3-3 生産緑地地区の指定面積等

（単位：ha、%）

区分	市街化区域内農地面積 (H28.1.1時点)	生産緑地地区面積 (H28.3.31時点)	割合
全国	71,723	13,188	18.4
管内	26,350	7,827	29.7

資料：国土交通省「都市計画現況調査」

ウ 都市農業への支援

都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的に、平成27（2015）年4月に都市農業振興基本法が制定。同法に基づき、都市農業の振興を図る上での基本的な方針や必要な施策の検討の方向を示す「都市農業振興基本計画」が平成28（2016）年5月に閣議決定され、管内では4都県11市で地方計画が策定済（平成30（2018）年3月末時点関東農政局調べ）。

関東農政局では、セミナーの開催や都市農業の取組事例の紹介のほか、交付金を通じて都市農業の意義の周知や防災協力農地の機能強化、近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の取組を支援。

図表VI-3-4 都市農業の振興に係る支援策

取組メニュー	内容
<p>1. 都市農業共生推進等地域支援事業</p> <p>(1) 都市住民と共生する農業経営の実現</p> <p>【実施主体】 市街化区域内の農地を有する市区町村、都市農業関係者等により構成される地域協議会、市区町村、農業協同組合、特定非営利活動法人、一般企業、地域住民又は農業者、農業法人等の組織する団体、その他農村振興局長が特に必要と認める団体</p> <p>【交付率】定額</p>	<p>(1) 都市住民と共生する農業経営の支援 都市住民と共生する農業経営の実現に向けた取組を推進するため、以下の活動等を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 都市住民と共生する農業経営への支援策等の検討及び都市住民が享受している都市農業の機能についての理解醸成 ② 都市農地の周辺環境対策等に必要となる簡易な施設等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ア 農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止又は提言するための施設 イ 農作業体験のための附帯施設その他当該農地の利用に必要な施設 <p>(2) 情報発信活動に関する支援 都市農業者と都市住民が直接触れ合うマルシェの開催など、都市農業者と消費者である都市住民の交流促進のための取組</p>
<p>(2) 防災協力農地の機能の強化</p> <p>【実施主体】 市区町村、市区町村が出資する団体、農業協同組合、土地改良区、特定非営利活動法人、一般社団法人又は一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人、地域住民又は農業者、農業法人等の組織する団体、その他農村振興局長が特に必要と認める団体。</p> <p>【交付率】定額</p>	<p>都市農業の多様な機能の一つである防災機能を強化するため、地方公共団体、都市農業者及び都市住民で組織する団体等を対象として以下の活動を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災協力農地が持つ防災機能の維持又は強化及び都市住民等への周知 (2) 防災協力農地に指定された都市農地及び附帯する農業関連施設の維持管理等の活動並びに都市農地の防災機能を強化するために必要な簡易な施設整備。

4 農業と多様な分野との連携

(1) 農泊の推進

ア 農泊を取り巻く情勢

農山漁村における高齢化・人口減少は、都市に先駆けて進行。小規模な農村集落が増加し集落機能は低下し、耕作放棄地も増加している状況。

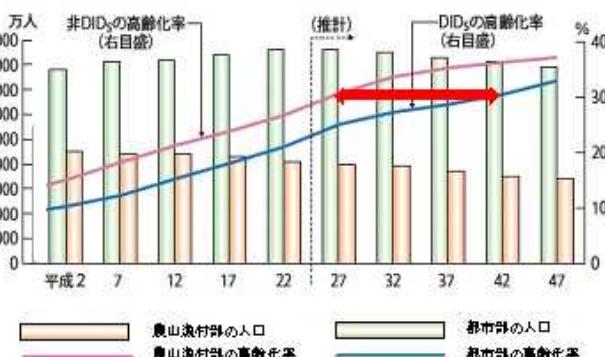
このような農山漁村では、「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘する等により、農林水産業の振興と地域の活性化を表裏一体で進めることが必要。

また、今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入も含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大を図るため、DMO^{*1}等と連携し、農山漁村に賦存する資源を活用した観光コンテンツの創出、ビジネスとして実施できる体制の整備が必要であり、農山漁村においても、「農泊」^{*2}による活性化が必要。

*1 「DMO」とは、当該地域にある観光資源に精通し、地域と共同して観光地域作りを行う法人のこと。

*2 「農泊」とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在のこと。

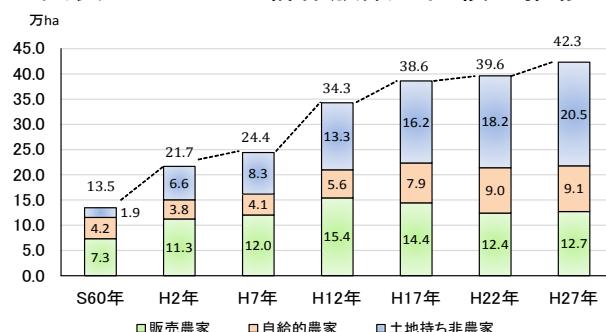
図表VI-4-1 農山漁村・都市部の人口と高齢化率



資料：農山漁村・都市部の人口と高齢化率は、総務省「平成22年 国勢調査人口等基本集計」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来人口推計(平成19年5月推計)」を基に農林水産省で推計。

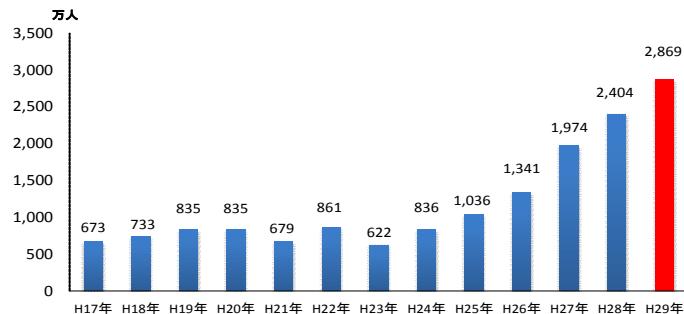
注：ここでは、国勢調査における人口集中地区(DID)を都市、それ以外を農山漁村とした。なお、DIDとは、人口密度4,000人/km²以上の国勢調査の調査区が市町村内で隣接し、全体として人口5,000人以上の規模で構成される地区。

図表VI-4-2 耕作放棄地面積の推移



資料：耕作放棄地面積の推移は、農林水産省「農林業センサス」。

図表VI-4-3 訪日外国人旅行者数の推移



資料：日本政府観光局（JNTO）資料に基づき観光庁作成

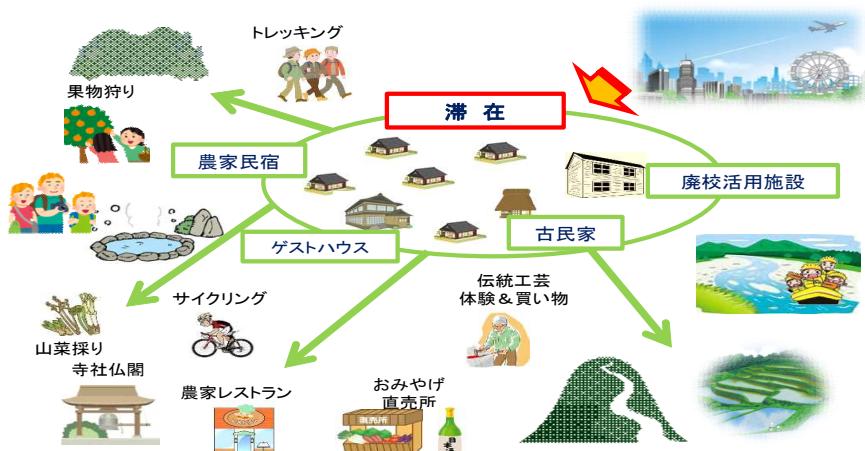
イ 農泊の推進に向けた取組

「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28(2016)年3月30日策定）において、訪日外国人旅行者数の目標を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人と設定。「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成28年（2016）11月29日改訂）等において、農泊を2020年までに全国500地区を創出することを明記。

農林水産省では、農山漁村振興交付金（農泊推進対策・農泊推進関連対策）を予算措置して「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るために、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、国内外へのPR等を実施。

関東農政局では、平成28（2016）年12月に設置した「関東農政局農泊推進チーム」により、「農泊」の効率的かつ効果的な推進を図っており、農泊事業の普及・啓発及び新規地区掘り起こしを目的に、市町村及び取組意向のある団体等を対象とした「農泊キャラバン」を管内10ヶ所で実施。また、平成29（2017）年12月には、農山漁村振興交付金農泊推進対策として採択した41地区の事業実施主体を対象に「農泊推進対策勉強会」を開催するなど事業実施地区の取組を支援。

図表VI-4-4 農泊のイメージ



図表VI-4-5 農泊の推進に係る支援策

		農泊推進対策	農泊推進関連対策
趣旨		持続的なビジネスとしての「農泊」を推進し、取組地域の自立発展と農山漁村の所得向上を推進するもの	「農泊」に取り組む地域への集客力等を高める取組を推進するもの
ソフト	支援内容	観光のビジネス化に向け必要な経費を中心に支援 (子プロやグリツリの地区がビジネス化し自立化するイメージ) ・ワークショップの開催 ・専門家の招聘 ・新たな取り組みに必要となる人材の雇用 ・農村地域資源を活用した観光商品の企画・実施 ・各種データの収集及びそれに基づく戦略の策定 ・戦略に基づく一元的な情報発信、プロモーション 等	—
	事業実施主体	①地域協議会 ※農泊実施の中核を担う法人(株式会社、一般社団法人等)又は中核を担う法人となる見込みの団体及び、市町村が協議会の構成員であること ②農泊の中核を担う法人 (農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者の組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、PFI事業者、NPO法人) ※市町村から事業計画の認定を受けること	—
	補助率 上限額	定額(1年目:上限800万円、2年目:上限400万円)	—
	事業実施期間	2年	—
ハード	支援内容	・古民家等を活用した滞在施設、廃校改修交流施設、農山漁村体験施設、農林漁家レストラン等の整備 ・修景 ・附帯施設のみの整備も可能(Wi-Fi環境の整備等)	・「農泊」に取り組む地域への集客力等を高めるための農産物販売施設等の整備 (農林水産物直売所、農林水産物処理加工施設等) ・付帯施設のみの整備は不可
	事業実施主体	①市町村 ②農泊の中核を担う法人 (地域協議会の構成員である法人(株式会社、一般社団法人等)、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者の組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、PFI事業者、NPO法人) ※整備する施設の利用規程を作成し、地域を所管する市町村の認定を受けること	都道府県、市町村等 (地方公共団体が作成する活性化計画に位置づけられれば民間団体が実施主体となることも可能) ※都道府県又は市町村が、農山漁村活性化法に基づく活性化計画を作成
	補助率	補助率:1/2	補助率:1/2等
	事業実施期間	2年	原則3年以内
その他		・ソフト・ハードと一体となった支援が可能。	・施設別上限事業費の設定有

※ 農泊を中心とした取組は、<http://www.maff.go.jp/nousin/kouryu/170203.html>（農林水産省）をご覧下さい。

事例17 SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）の取組

農林水産省では、地域の「食」やそれを支える「農林水産業」、食や農に関連した「地域資源」を核として、訪日外国人を中心とした観光客の誘致を図る地域での取組を「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」として認定して情報発信している。

★<平成29年度認定地域>

浜松・浜名湖地域 「食×農プロジェクト推進協議会」
～日本のドウマン中なか[※]で味わう・浜名湖体験メニュー～
(静岡県浜松・浜名湖地域)

日本のほぼ中心に位置する国内有数の汽水湖である浜名湖は、ウナギの養殖発祥の地。ウナギやドウマン蟹等多彩な水産物をはじめとした多種多様な食材を味わうことができ、鮮度を活かした食の提供による観光地域づくりを推進している。

「地域の食と地域資源」

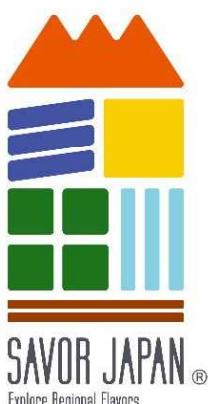
うなぎ料理：「郷土料理100選」に選ばれ、100を超えるうなぎの専門店があり、関東と関西の真ん中に位置しているため、焼き方も、背開きで蒸した関東風、パリッと焼いた腹開きの関西風といった東西のうなぎ蒲焼きの味と文化が楽しめる。



うなぎの蒲焼き

ドウマン蟹料理：「ドウマン蟹」(トゲノコギリガザミ)は、日本最北の生息地とも言われる浜名湖で採れる「幻の蟹」。地元の飲食店やホテルなどで高級食材として提供されている。

こうした1次産品を通じて、多種多様な食文化・伝統行事が形成されており、魚介類を素材とした料理は産地ならではの特産品である。



このような四季折々の魅力を情報発信するとともに、発地型観光から着地型観光への転換を図るため、地域が一体となって、食と観光による地域づくりを進めている。



浜名湖ドウマン

※ドウマン中=日本列島のど真ん中で食文化の「ドウマン蟹」を掛け合わせた造語。

(2) 農福連携の推進

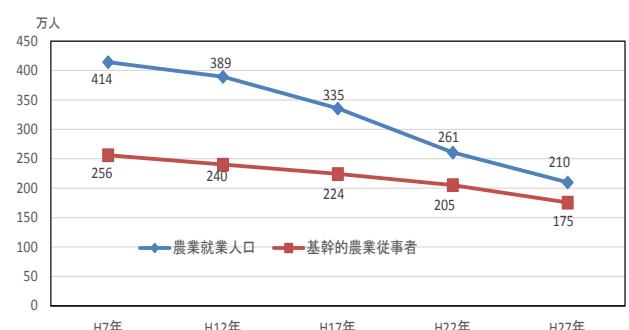
ア 農福連携を取り巻く情勢

農業・農村の現場では、農業従事者の減少、高齢化、耕地面積の減少等が課題となる中で、「農」と「福祉」の連携（以下「農福連携」という。）を図り、地域の福祉事業体が自ら農地を借りて農業を営む事例や、障害者を新たな働き手として農業分野に取り込もうとする動きが活発化しており、農林水産省では、厚生労働省との連携を密にしつつ、農福連携を積極的に推進。

各地方農政局等においても、「農業分野における障害者就労促進ネットワーク」や「障害者就農促進協議会」を立ち上げ、地域の福祉団体等との情報交換やネットワークづくりを実施。

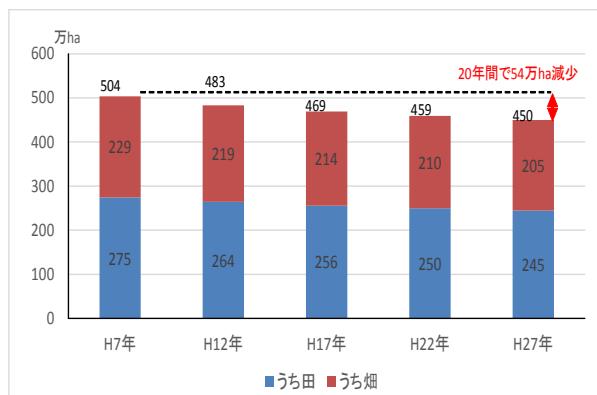
今後、農福連携の推進を図っていくため、ネットワークや協議会を活用した情報交換や、農福連携に取り組んでいる現場、社会福祉事業体、JA等に出向き、農福連携を進める上での農業サイド及び福祉サイドで、それぞれが抱える課題、行政に対するニーズの把握を行うことが必要。

図表VI-4-6 農業労働力の推移



農業者の 平均年齢
59.1歳 61.1歳 63.2歳 65.8歳 66.8歳

図表VI-4-7 耕地面積の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、「耕地及び作付面積統計」

注：農業者の平均年齢は、農業就業人口の数値である。

イ 農福連携の推進に向けた取組

関東農政局では、農業分野における障害者就農の促進を図るため、平成23（2011）年7月に農業者、福祉事業者、行政関係者等で構成される「関東ブロック障害者就農促進協議会」（事務局：関東農政局）を設立し、農業と福祉の連携推進を図るためにセミナーの開催や情報交換、研修等を実施。平成30（2018）年2月には、埼玉県熊谷市において「農福連携推進関東ブロックセミナー・スタディーツアー」を開催し、行政、社会福祉施設、株式会社それぞれの立場における障害者の就農に係る取組事例の紹介と出席者との意見交換、並びに、先進的な取組を行っている実施団体の現地視察

など、農福連携の推進に向けた取組を実施。

今後とも、セミナーの開催等を通じて、農業と福祉が抱える課題の解消につなげる取組を行っていくことが重要。

また、交付金を通じて、福祉農園及び加工・販売施設の整備や、農業・加工技術等の習得に必要な技術支援、農業経営体が障害者を受け入れる場合に必要なトイレ等の施設の設置、サポーターの育成・派遣などの農福連携の取組を支援。

図表VI-4-8 農福連携の推進に係る支援策

取組メニュー	内容
<p>1. 農福連携整備事業</p> <p>【実施主体】 社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業等 ただし、内容（2）については地域協議会（構成員として市町村を含む）</p> <p>【交付率】 1／2以内</p>	<p>(1) 福祉農園等整備事業</p> <p>ア 生きがい農園、リハビリ農園等の福祉農園又はそれらの附帯施設（休憩所、農機具収納庫、駐車場、給排水施設、衛生設備、安全設備等）の整備</p> <p>イ 事業実施主体が経営する福祉農園で生産する農産物の加工又は販売（調理し飲食に供することを含む）を行う施設の整備</p> <p>(2) 受入環境整備事業</p> <p>農業経営体が労働力として障害者を受け入れるための施設（休憩所、作業場、更衣室、衛生設備、安全設備等）の整備</p>
<p>2. 農福連携支援事業</p> <p>【実施主体】 社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業等 ただし、内容（2）および（3）については地域協議会（構成員として市町村を含む）</p> <p>【交付率】 定額</p>	<p>(1) 福祉農園等支援事業</p> <p>福祉農園の管理者、当該農園に従事する障害者等が、専門家の指導により農産物の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等の習得を行うための研修、視察等並びに分業体制の構築、作業手順の図化及びマニュアル作成</p> <p>(2) 農作業等支援サポート育成・派遣事業</p> <p>ア 育成事業：サポーターを育成するための研修 イ 派遣事業：農業経営体へのサポーターの派遣</p> <p>(3) 就農等支援研修事業</p> <p>就農等を希望する障害者に帯する農業経営体における研修並びに分業体制の構築、作業手順の図化及びマニュアル作成</p>

※ 農福連携の推進に係る取組は、<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.htm>（農林水産省）をご覧下さい。

事例18 農福連携の取組 ~農福一体でのソーシャルファームを実現~

埼玉福興株式会社 (埼玉県熊谷市)

○設立経緯・背景

- 平成5（1993）年に「家族という形」「労働力の主力となって働く」をテーマに障がい者がさまざまな形で社会的に自立できるような環境を創出し、障がい者と共に人生を歩む環境とシステムを創造することを目的にスタート
- 平成19（2007）年、農業生産法人化（異業種の株式会社からの農業参入は埼玉県で1例目）

○事業者の体制

- 生活寮・生活ホームを運営
- 就労継続支援B型事業所（定員：30名）
- 農業生産法人（2社）と福祉施設（8社）と連携

○取組の内容

- 近隣の遊休地を利用した、たまねぎ、はくさい、オリーブ（オイル加工）を栽培
- 水耕施設栽培による、サラダほうれん草、ルッコラなどの葉物野菜の周年出荷
- 福祉や農業に取り組む12団体と連携して「いっしょのやさい」ブランドづくり
- 農福連携農業生産グループによる苗づくりから栽培指導、営業、買取りまでのトータルの「現場チーム」づくり

○取組の成果

- 農福連携農業生産グループによって、企業と福祉と農業をつないで、買取りまでの実務をおこなうことで毎年、生産面・売上が増加
- 福祉事業所からの農業相談、障がい者の働く場の相談、栽培のフォロー、機器貸出など障がい者や農業への幅広い体制を整えたことにより、農福連携の取組が拡大

○課題・今後の目標

- 日本におけるソーシャルファームの認知・確立に向け「農福一体」の組織拡大
- 農業衰退化に備え、苗生産の拡大、農業生産の規模拡大
- GAP認証の取得や自然栽培、オーガニックへのシフト

【取組の様子】



はくさいの出荷



玉ねぎの植え付けの様子



収穫の様子

5 再生可能エネルギーの推進など農山漁村における新産業の創出

私たちの身のまわりには、土地や水、風、熱、生物資源等が豊富に存在。農山漁村において、環境にやさしく、地球温暖化防止にも役立つものとして注目を集めているこれらのエネルギー（太陽光、風力、小水力、地熱、バイオマスなど）を積極的に有効活用することで、地域の所得の向上等を通じ、農山漁村の活性化と農林漁業の振興を一体的に推進。

図表VI-5-1 農山漁村に存在するエネルギー



(1) 地域バイオマス活用推進計画・バイオマстаун構想の策定状況

平成22(2010)年12月に閣議決定された「バイオマス活用推進基本計画」では、都道府県・市町村に対して「地域バイオマス活用推進計画」の策定を推進しており、地域に附存している各種バイオマスの有効活用を図ることを目的としている。

関東農政局管内において、地域バイオマス活用推進計画を策定した都県及び市町村は5県、8市町であり、基本計画以前から策定していた「バイオマстаун構想」は、53市町村となっている。

(バイオマстаун構想は、平成14(2002)年12月に閣議決定された「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき策定された構想であり、推進計画の策定と同様として位置づけられている。)

図表VI-5-2 バイオマス活用推進計画等の策定状況

(単位：策定数)

	バイオマス タウン構想	バイオマス活用推進計画	
		県	市町村
全国	318	18	48
関東	53	5	8

資料：農林水産省、「バイオマスの活用をめぐる状況」

※ バイオマスの活用をめぐる状況については、<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/pdf/megujil.pdf>（農林水産省）をご覧下さい。

(2) バイオマス産業都市の選定状況

平成24(2012)年9月、関係7府省(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)にて構成された「バイオマス活用推進会議」において、バイオマス産業都市の構築が盛り込まれ、平成30(2018)年3月現在で全国では79市町村が、関東農政局管内では下記の7市町村が選定されている。

図表VI-5-3 バイオマス産業都市構想の策定状況

(単位:市町村)

年次	全国	関東	策定市町村
H25 1次	26	1	茨城県牛久市
2次	8	1	静岡県浜松市
H26	6	-	
H27	12	2	栃木県茂木町、山梨県甲斐市
H28	16	1	静岡県掛川市
H29	11	2	栃木県大田原市、群馬県上野村
計	79	7	

資料:農林水産省、「バイオマスの活用をめぐる状況」

(3) バイオマス利活用に係る構想策定・施設整備等の支援状況

関東農政局では、農山漁村6次産業化対策事業により、バイオマス産業都市構想に基づく事業化プロジェクトのための施設整備を支援する取り組みを進めている。

図表VI-5-4 バイオマス産業都市構想における事業化の種類(関東)

	木質バイオマス	家畜排せつ物	食品廃棄物	下水汚泥
発電	大田原市、上野村、甲斐市、浜松市、掛川市	大田原市	大田原市、浜松市	浜松市
熱利用	牛久市、上野村、茂木町、大田原市、甲斐市、浜松市、掛川市	大田原市	大田原市	-
肥料・飼料等	茂木町	茂木町、大田原市、甲斐市、掛川市	茂木町、甲斐市、浜松市	-
燃料	大田原市、上野村、牛久市、掛川市	-	牛久市、茂木町、甲斐市	-
マテリアル利用等	茂木町、大田原市	-	-	浜松市

資料:農林水産省、「バイオマスの活用をめぐる状況」

注:マテリアル利用とは、資源をエネルギーとしてではなく、他の製品の原材料として利用すること。

図表VI-5-7 関東農政局管内におけるバイオマス利活用を推進する地域計画の策定状況
(平成30年3月時点)

都 県 (策定時期)	市町村	バイオマстаун構想	市町村バイオマス 活用推進計画	バイオマス 産業都市構想
茨城県 (H29.4)	牛久市	○	0	○
	常陸大宮市	○		
	日立市	○		
	稲敷市	○		
	八千代町	○		
	土浦市	○		
	ひたちなか市	○		
栃木県	茂木町	○	3	○
	那須町	○		
	宇都宮市	○		
	小山市	○		
	日光市	○		
	那珂川町			
	大田原市	○		○
群馬県 (H24.3)	川場村	○	1	
	太田市	○		
	東吾妻町	○		
	富岡市	○		
	前橋市	○		
	渋川市			
	上野村			○
埼玉県 (H24.4)	秩父市	○	1	0
千葉県 (H23.8)	山武市	○	0	
	白井市	○		
	旭市	○		
	大多喜町	○		
	睦沢町	○		
	市原市	○		
	館山市	○		
	南房総市	○		
	香取市	○		
東京都	あきる野市	○	2	0
	檜原村	○		0
神奈川県	三浦市	○	2	0
	大磯町	○		0
山梨県	早川町	○	1	
	山梨市	○		
	笛吹市	○		
	韮崎市	○		
	道志村	○		
	都留市	○		
	南アルプス市	○		
	北杜市	○		
	甲斐市		○	○
長野県	三郷村(現安曇野市)	○	0	
	千曲市	○		
	長谷村(現伊那市)	○		
	佐久市	○		
	上田市	○		
	飯田市	○		
	中野市	○		
	長野市	○		
	筑北村	○		
	松本市	○		
静岡県 (H24.3)	湖西市	○	3	
	浜松市	○		○
	袋井市	○		
	牧之原市	○		
	小山町			
	掛川市			○
	計		53	8
				7

- 注：1) 緑色は推進計画を策定した県。
 2) 黄色は複数の地域計画を策定した市町村。
 3) 朱色はすべての地域計画を策定した市町村。

(4) 再生可能エネルギーに係る構想策定・施設整備等の支援状況

関東農政局においては、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく基本方針や市町村が作成する基本計画の作成等について、都県担当者、市町村担当者、再生可能エネルギー発電事業者・関係団体、農林漁業関係団体等を対象にした説明会を開催するなど取り組みを進めており、平成29(2017)年12月末現在で全国では44市町村が、関東農政局管内では6市町で基本計画が策定され、併せて施設整備計画が認定されている。

その他、予算措置として、農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー総合推進事業の取り組みについて、事業構想(入口)から運転開始(出口)に至るまでに必要となる様々な手続等の支援を行っている。

図表VI-5-5 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画策定状況

(単位：市町村)

年次	全国	関東	該当市町村
H26	-	0	
H27	-	2	茨城県小美玉市、取手市
H28	-	2	山梨県韮崎市、茨城県常総市
H29	-	2	茨城県坂東市、静岡県小山町
計	44	6	※全国の年度別数については公表されていない。

資料：農林水産省、「基本計画作成の取組状況（平成29年12月末現在）」

図表VI-5-6

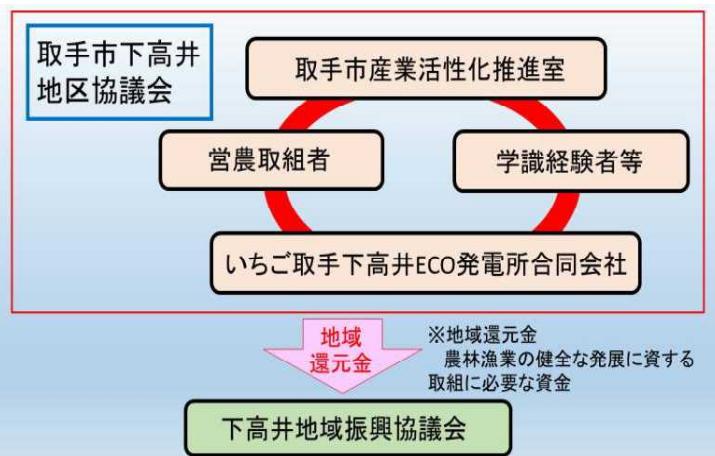
例：平成29年度農山魚村再生可能エネルギー総合推進事業（予算措置）実施主体の取組内容

事業実施 主体名	検討する取組内容			
	事業対象地域	発電主体	発電の種類	農林漁業の発展に資する取組
NPOアースライフ ネットワーク	静岡県静岡市	地元農林業者 を中心とした 事業体	小水力発電	地域住民が主体の小水力発電を地域活性化の起爆剤として活用する。

※ バイオマスの活用の推進の詳しい内容は、<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/>（農林水産省）をご覧下さい。

事例19 茨城県取手市における再生可能エネルギー収入活用の取組（地域還元金の活用）

取手市下高井地区では、農山魚村再生可能エネルギー法を活用して農地を転用し、平成28（2016）年7月11日より太陽光発電事業が開始され、平成29（2017）年6月30日に発電事業者である「いちご取手下高井ECO発電所合同会社」から標記「取手市下高井地区協議会」へ売電収益の一部が農林漁業の健全な発展に資する取り組みに充てる寄付金として支払われた。取手市下高井地区協議会は、平成29（2017）年7月28日に取手市産業活性化推進室が立ち合うかたちで総会を開催し、再エネ法で謳っている「農林漁業に資する取組」への使途について協議を行った。この結果、10年間にわたり耕作放棄地対策事業を実施している「下高井地域振興協議会」に対し、農業振興事業を目的とした農業機材等を購入するための助成金（地域還元金）を交付することを決定した。なお、具体的には①トラクターにアタッチする草刈り機、②草刈り機等の農業機材を格納する倉庫を設置する費用に充て、残金については次年度へ繰り越すこととしている。



図：取手市下高井地区協議会（地域還元金の活用事例）



（写真）地域還元金により購入した草刈り機

（参考）農山魚村再生可能エネルギー法

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/houritu.html> （農林水産省）

平成29年度 豊かなむらづくり全国表彰事業

この表彰事業は、農林水産祭の表彰行事7部門（農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産、多角経営、むらづくり）の一部門として、農林水産業の振興を中心に、生活、文化等を含む幅広い地域活動を展開し、地域の活性化を図っている優良事例の表彰を行い、その業績発表等を行うことによって、むらづくりの全国的な展開を推進し、農林漁業及び農山漁村の発展に資することを目的として、昭和54年から実施している。

○農林水産大臣賞

- ・埼玉県 小鹿野町 : 長若自然休養村連絡協議会
- ・長野県 伊那市 : 農事組合法人 山室
- ・静岡県 川根本町 : NPO法人 かわね来風

○関東農政局長賞

- ・茨城県 常陸太田市 : 大賀地域活性化協議会
- ・栃木県 茂木町 : 農事組合法人 そばの里まぎの
- ・群馬県 嬢恋村 : 鎌原地区活性化協議会

※ 平成29年度豊かなむらづくり全国表彰事業受賞地区の概要は、
<http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/shinkou/yutakura/170302.html> (関東農政局)
でご覧下さい。

ディスカバー農山漁村（むら）の宝（第4回選定）

「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」とは、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良な事例を選定し、全国に発信するもの。

平成29（2017）年10月24日に、首相官邸において第2回有識者懇談会が開催され、全国では31地区、関東農政局管内から4地区が「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」（第4回選定）として選定された。

○「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定地区

- ・千葉県 木更津市 : 木更津市観光ブルーベリー園協議会
- ・長野県 長野市 : 信州ジビエ研究会
- ・長野県 生坂村 : 公益財団法人 生坂村農業公社
- ・静岡県 伊東市 : いとう漁業協同組合 富戸支所ダイビングサービス

○関東農政局「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定地区

- ・茨城県 茨城町 : ひろうら田舎暮らし体験推進協議会
- ・栃木県 茂木町 : 株式会社 もてぎプラザ
- ・群馬県 館林市 : 邑楽館林都市農村交流協議会
- ・埼玉県 行田市 : 田んぼアート米づくり体験事業推進協議会
- ・千葉県 佐倉市 : 農事組合法人 鹿島
- ・千葉県 鋸南町 : ようこそ鋸南プロジェクト
- ・東京都 八丈町 : 八丈島漁業協同組合女性部（八丈産おさかな研究会）
- ・神奈川県 秦野市 : はだの都市農業支援センター
- ・山梨県 小菅村 : 特定非営利活動法人 多摩源流こすげ
- ・長野県 小谷村 : 伊折農業生産組合
- ・静岡県 沼津市 : 内浦漁業協同組合
- ・静岡県 伊豆市 : 農事組合法人 伊豆月ヶ瀬梅組合

※ 平成29年第4回ディスカバー農山漁村（むら）の宝選定地区の概要は、
<http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/shinkou/discover/index.html>（関東農政局）で
ご覧下さい。